

【諮問第282号】

31川情個第49号
令和2年2月14日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和元年9月12日付け31川総人第680号にて諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は結論において妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年11月20日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。平成30年条例第75号による改正前のもの。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「宮前区役所等の鷺沼移転に係る全町会連合会、鷺沼商店会、宮前区議団等々からの鷺沼移転に関して川崎市あてに提出された各種要望書等」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、団体の代表者印影及び団体の構成員については、条例第8条第2号アに該当するとして、平成30年11月30日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分に対して、平成30年12月5日付けで、本件処分の取消しを求め、審査請求を行った。（当審査会諮問第282号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年12月5日付け審査請求書、平成31年2月4日付け反論書、令和元年5月15日付け再反論書、同年8月28日実施の審査庁における口頭意見陳述、同年10月17日付け意見書及び同年12月13日実施の審査会における口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分のうち、不開示部分は不適切であるため、処分の部分不開示を取消し、不開示部分を開示すべきである。
- (2) 実施機関は、鷺沼周辺再開発推進協議会（以下「推進協議会」という。）は「任意の組織であり、その構成員等について、広く一般に公開されているものではない。」としているが、実施機関は、その情報を広く一般に公開している。
- (3) 実施機関は、不開示部分について団体の内部情報であり、これを開示した場合当該団体の正当な利益を害するおそれがあるとしている。しかし、「当該団体の正当な利益」を具体的に示しておらず、このように不開示とした場合、すべての情報がいわゆる「のり弁」と称される真っ黒状態での開示も可能となり、条例前文にある「4 市に関する情報は、公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること。」に反する。
- (4) 実施機関は、「推進協議会は任意の組織」としているが、条例第8条第2号アは、「法人等に関する情報」が対象であり、「任意の組織（団体）」は、対象としていない。「法人」と「任意団体」は「対等な存在」であり、任意団体も法人等に含めるのであれば、任意団体を明記しているはずである。

4 実施機関の主張要旨

平成31年1月4日付け弁明書、同年3月8日付け再弁明書、令和元年8月28日実施の審査庁における口頭意見陳述及び同年11月22日実施の審査会における

口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対し、実施機関は対象公文書を推進協議会が川崎市長宛てに提出した「鷺沼駅前再開発の機会を捉えた公共施設の移転を求める要望書」（以下「本件要望書」という。）及び日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合北部地区連合が高津区長、宮前区長、多摩区長及び麻生区長宛てに提出した要請書と特定し、前者については団体の構成員に関する情報について、後者については団体代表者の印影に関する情報について、いずれも団体の内部情報であり、開示した場合に当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、本件処分を行った。なお、審査請求人は審査請求書の添付書類として本件要望書のみ提出していることから、本件審査請求の対象は本件処分のうち本件要望書に係る部分のみであると思われる。
- (2) 本件不開示部分については、条例第8条第2号アに該当し、推進協議会の正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。推進協議会は条例第8条第2号「法人等」に該当する任意の組織であり、その構成員等については、広く一般に公開されているものではない。これらの情報については、団体の内部情報であり、これを開示した場合、地元の意見をまとめて地域の発展に寄与するという当該団体の正当な利益を害するおそれがある。
- (3) 本市が示している推進協議会の構成員に関する情報は「鷺沼駅周辺の町内会・商店会長等で構成される「再開発推進協議会」が設立され」というもので、具体的な町名や商店会名などは示しておらず、構成員個人を特定できる内容ではない。
- (4) 推進協議会は任意の団体であり、結成に際して構成員の内容については、一般に公開することを前提としたものではなく、また、公開しなければならないものでもない。このため、構成員の情報を公開しないとする「当該団体の正当な利益」がある。また、審査請求人の開示請求に対して、本件要望書を提出した団体名及び要望書の内容全てを開示している。不開示としたのは、個人を特定できると考えられる構成員の肩書・氏名のみであり、条例前文で示された「非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること。」に合致している。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象公文書は、本件要望書であり、平成29年11月16日付で川崎市長宛てに推進協議会が作成し、周辺住民を代表して提出されたことが分かるものである。

本件審査請求人は、推進協議会が条例第8条第2号の規定にある「法人その他の団体」に該当しない旨を主張しており、まずはこの点について判断する。

- (2) 条例第8条第2号の規定は、行政機関が請求対象公文書等を開示することにより当該法人等の利益が阻害されないことを企図したものであり、同号アまたはイに該当する場合は、不開示となることを認めるものである。もっとも、条例ではそもそも「法人等」の定義がなされていないが、情報公開制度上、法人等の利益を保護する不開示情報の規定は、個人のプライバシーを保護する趣旨としての個人情報などとは異なり、企業等一定の代表者が存する組織において、関連する行

政情報が仮に開示された場合に生じ得る不利益から保護することを趣旨とするものであって、不利益が帰属する法人等の形式を厳格に定めるものではない。したがって、同号によって保護の対象となる「法人等」とは、営利を目的とした会社をはじめ、特定の公益法人その他の任意団体など、広くこの概念に含めて解されるものである。

推進協議会は任意の団体であるが、上記の解釈に照らせば条例第8条第2号本文の規定にいう「法人等」に該当しないと解されないため、この点に係る審査請求人の主張は首肯できない。

(3) 次に、条例第8条第2号アは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について不開示となる旨規定するところ、本件対象公文書がこの規定に該当するかが問題となる。この点について、実施機関は、本件不開示部分はいずれも団体の内部情報であることから、仮に開示された場合には当該団体の「正当な利益」を害するおそれがあると主張するものの、審査会が検分する限り、内部情報とされる本件不開示情報が開示されたことで、推進協議会のいかなる「正当な利益」が害されるかにつき、実施機関の主張からは不明である。このことから、本件不開示部分について、実施機関が主張する条例第8条第2号アの該当性に係る判断部分は、採用できない。

(4) しかしながら、実施機関の主張によれば、本件不開示部分には個人を特定できると考えられる推進協議会の構成員の肩書・氏名が含まれているとされている。当審査会はこれについて検分し、当該情報は当該特定の個人が識別される情報であると判断した。このことから、本件不開示部分は、条例第8条第1号本文において不開示とされる「個人に関する情報」に該当するため、本件対象公文書につき不開示とした本件処分の結論部分については、妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子
委員	三浦大介